

要求書受領に係る対応概要

課所等名	日 時	場 所	出席者		発言要旨	
			当局側	職員団体側		
職員課	平成23年8月11日(木) 17:30~17:35(5分)	札幌開発建設部 5階行政相談室A	札幌開発建設部 札幌開発建設部長 次長(総務担当) 職員課長補佐	柳屋 圭吾 梶本 洋之 坂井 保	全北海道開発局労働組合 札幌支部 執行委員長 高久保 陽一 副執行委員長 坂口 透 書記長 長谷川 俊一	<p>○ 職員団体側 2011年人事院勧告に向けた要求については、国家公務員の給与削減法案の経緯を考慮し、例年どおりの要求はせず、賃金を除いた労働諸条件の改善等を要求項目としている。</p> <p>それぞれの要求では、北海道開発局当局として人事院に我々の要求を伝えることを求めているが、本局に対して職場の実態を伝えることが出来るのは部局であることから、札幌開発建設部当局としてできる努力をしてほしい。</p> <p>○ 当局側 交渉議題については、予備交渉において整理することとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

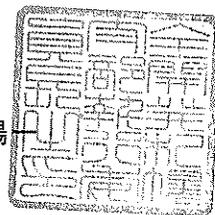
2011年 8月11日

北海道開発局

札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 殿

全開発労働組合

札幌支部執行委員長 高久保 陽



2011年 人事院勧告に向けた要求書

私たちは春闘段階から公務員連絡会を通じ、賃金引き上げをはじめとした勤務条件の改善を求めてきましたが、人事院勧告期を迎えるにあたり、公務員連絡会の要求事項を踏まえ以下の要求をとりまとめました。

貴職におかれましては、これらの課題について理解され、北海道開発局当局として誠意を持って早期の解決にあたられるよう要求します。

要 求 事 項

〈労働諸条件の改善について〉

1. 労働時間の短縮及び休暇について

- ①本府省における在庁時間削減の取り組み状況を踏まえ、その取り組みを継続、拡大・深化させることとし、人事院として積極的役割を果たすことにより在庁時間の一層の削減に努めるよう人事院に働きかけること。
- ②他律的業務を含む目安時間については、完全に遵守できるよう各府省に対する指導を強化するよう人事院に働きかけること。
- ③これらの取り組みに基づき、厳格な勤務時間管理と実効性ある超過勤務縮減策を取りまとめ、直ちに実施するよう人事院に働きかけること。

2. 男女平等の公務職場の実現について

- ①改定された「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施に向けた指導、メンター制度の実効性確保に向けて取り組みを強化するよう人事院に働きかけること。
- ②育児休業及び育児のための短時間勤務について、非常勤職員を含めて制度を十分に活用できるよう周知と取得しやすい職場環境の整備を図るとともに、数値目標を設定した男性取得の促進策を取りまとめるよう人事院に働きかけること。

3. 福利厚生施策について

- ①メンタルヘルスに問題を抱える職員が増加していることから、「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づいた心の健康診断、カウンセリングや「試し出勤」など復職支援施策の着実な推進を図るよう人事院に働きかけること。
- ②公務災害補償制度について、民間企業における精神障がいの認定基準見直しに遅れることなく対応すること。

〈新たな高齢者雇用施策について〉

1. 新たな高齢者雇用施策については、65歳までの段階的定年延長を実現するための「意見の申出」を速やかに行うよう人事院に働きかけること。
2. 新たな施策の実施に関わる給与体系・水準のあり方を含め、具体的な施策の内容について、公務員連絡会と十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて検討作業を進めるよう人事院に働きかけること。
3. 意見の申出後も関連事項について、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて作業を進めるよう人事院に働きかけること。

〈非常勤職員等の制度及び処遇改善について〉

1. 「非常勤職員給与ガイドライン」の実施状況を点検し、その遵守を徹底するよう人事院に働きかけること。
2. 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と処遇の改善となるよう、適切な運用に努めるよう人事院に働きかけること。
3. 非常勤職員制度の抜本的な改善に向けた検討に着手することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議しながら、作業を進めるよう人事院に働きかけること。

〈その他の事項について〉

公務職場に外国人の採用、障がい者雇用を促進すること。そのために必要な職場環境の整備を行うこと。

以 上